



株主各位

2024年1月31日
飯野海運株式会社

株主総会資料の電子提供制度と当社対応方針のご案内

令和元年改正会社法の施行に伴う、株主総会資料の提供方法について、当社の2024年度の対応方針が決定いたしましたので、本ウェブページへの掲載をもってお知らせいたします。

2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料(※1)の電子提供制度(以下、本制度)が導入されました。本制度は、株主総会資料を自社ホームページ等のウェブサイトへ掲載し、そのアドレスが記載された通知書面を株主様へお届けすることで、インターネットを通じた情報提供することを原則とし、書面交付請求を基準日までに行っていたいただいた株主様に対してのみ、株主総会資料を書面でお送りするものです。

当社は改めて本制度への対応方針について検討した結果、株主様への情報提供および株主様の利便性を重視し、次回133期定時株主総会(2024年6月開催予定)では、議決権を有する株主様に対して書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり株主総会資料を書面で郵送する、いわゆるフルセットデリバリー(※2)で対応する方針といたしました。

なお、株主総会資料の一部は法令および定款により認められる範囲におきまして、従前どおりウェブサイトのみでの開示とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

既に書面交付請求された株主様につきましては、原則として134期以降の株主総会でも引き続き書面を郵送いたします。

※1 株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類および連結計算書類を指します。

※2 フルセットデリバリーとは、電子提供措置とともに議決権を有する全ての株主様に対し株主総会資料(インターネット開示事項を除く)を書面で交付する情報提供の方法を指します。

<電子提供制度に関するお問い合わせ先>

飯野海運株式を保有されている口座がある証券会社

または三井住友信託銀行株式会社

専用コールセンター 0120-533-600

9:00 ~ 17:00 (土・日・祝日および12/31~1/3を除く)

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou>

<本件に関するお問い合わせ先>

業務管理部 管理課 TEL: 03-6273-3059

以上